

副本

平成26年(行ウ)第152号 大間原子力発電所建設差止等請求事件

原告 函館市

被告 電源開発株式会社外1名

上申書

平成31年3月4日

東京地方裁判所民事第2部B係 御中

被告電源開発株式会社訴訟代理人

弁護士 谷 健太郎

弁護士 長 屋 文 裕

弁護士 吉 原 朋 成

弁護士 坂 本 倫 子

弁護士 圓 道 至 剛

弁護士 福 谷 賢 典



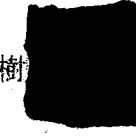
弁護士 井 上 響 太



弁護士 山 崎 亘



弁護士 齋 藤 弘 樹



被告電源開発は、原子力規制委員会における本件原子力発電所の原子炉設置変更許可申請（本件設置変更許可申請）に係る審査の状況に関し、下記のとおり上申する。

なお、本上申書に用いる略語は、従前の準備書面の例による。

記

第1 本件原子力発電所の建設の経緯と現状

被告電源開発は、本件原子力発電所について、平成20年4月23日、経済産業大臣から改正前原子炉等規制法23条1項に基づき本件設置許可を受け、また同年5月、同大臣から改正前電気事業法47条1項の規定に基づく工事計画認可（第1回）を受け、同月、建設工事に着手した。その後、被告電源開発は、同法に基づいて本件原子力発電所の建設に必要な工事計画認可を平成22年12月までの間に計6回にわたり受け、これらの工事にも着手した。そして、これらの認可を受けた工事計画に基づき一部の建屋・構築物の建設工事や機器の製作・据付工事を行いつつ、工事の工程に応じた所定の使用前検査を受検し、認可を受けた工事計画に従って行われたことなどの確認を受けてきた。

その建設工事の途上、福島第一原子力発電所事故が発生し、これを契機として、平成24年6月に成立した原子力規制委員会設置法により、新たに原子力規制機関として原子力規制委員会が設置されるとともに、原子炉等規制法等が改正された。この改正に伴い、原子力規制委員会は、平成25年6月に設置許可基準規則等から成る新たな規制基準を策定した。新たな規制基準においては、地震、津波、火山等の自然現象の想定がより厳格化され、重大事故等対策が新たに規制対象とされるなどの見直しが行われた。

被告電源開発は、本件原子力発電所の設計を新たな規制基準に適合するものとなるよう一部見直して、原子力規制委員会に対し、平成26年12月16日、本件設置変更許可申請及び工事計画認可申請（以下「平成26年工事計画認可

申請」という。)を行った。

このうち、本件設置変更許可申請については、その申請時点においては特定重大事故等対処施設に係る規定（設置許可基準規則42条）及び常設直流電源設備に係る規定（同規則57条2項）への適合を求められていなかった¹が、被告電源開発は、本件原子力発電所がまだ建設途中にあることから、これら施設又は設備を含む建設工事を行えるよう、上記各規定に係る検討内容をも反映した内容としている。平成26年工事計画認可申請は、本件原子力発電所の施設に係る基本設計方針や設計及び工事に係る品質管理の方法等について行っており、これ以外の工事計画については認可申請を行っておらず、また、本件原子力発電所に係る保安規定についての認可申請も行っていない。

現在、被告電源開発は、原子力規制委員会において、本件設置変更許可申請が、原子炉等規制法43条の3の8第2項において準用する同法43条の3の6第1項各号に適合するものであるかなどの審査を受けている。平成26年工事計画認可申請については、原子力規制委員会において審査会合等は実施されていない。

次に、本件原子力発電所の工事の現状を述べると、原子炉建屋やタービン建屋などの主な建屋は施工途中の段階で工事を休止しており、主要な機器である圧力容器、タービン、発電機は、機器メーカーの工場における製作を終えて保管を行っているが、本件敷地内に搬入していない。現在行っている工事は、新たな規制基準の影響を受けない範囲のものに限定しており、その主な工事は、施工・設置済みの建屋や設備の維持・品質確保に係るものである。本件原子力

¹ 設置許可基準規則附則2項において、設置許可基準規則42条及び57条2項については、平成30年7月7日までの間は適用しないことができるとされていた。

なお、設置許可基準規則附則2項は、平成28年原子力規制委員会規則第1号により改正され、同規則の施行の際現に設置され又は設置に着手されている発電用原子炉施設については、平成25年7月8日以後最初に行われる発電用原子炉施設の工事計画の認可（技術基準規則11条及び12条並びに第3章の規定に適合するために必要な事項に係るものに限る。）の日から起算して5年を経過する日までの間は、設置許可基準規則42条及び57条2項を適用しないなどとされた。

発電所の工事の状況は、被告電源開発の準備書面1第2の2において述べたことからほぼ変わりはなく、もとより、本件原子力発電所の運転に使用する核燃料物質も本件敷地内に搬入していない。

第2 本件設置変更許可申請に係る審査

上記第1で述べたとおり、現在、本件設置変更許可申請等について、原子力規制委員会における審査がなされている。以下では、そのうち、本件原子力発電所の安全性に係る主なものとして、原子炉等規制法43条の3の6第1項2号（技術的能力に係る部分に限る。）、3号及び4号に適合するものであるかを判断するために行われている審査（以下「設置許可基準規則等の適合性に係る審査」という。）について、原子炉等規制法等の定めに沿って概要を述べた後、本件設置変更許可申請に係る審査の状況を主として説明する。

1 設置許可基準規則等の適合性に係る審査の概要

(1) 原子炉等規制法において、発電用原子炉を設置しようとする者は、原子力規制委員会の許可を受けなければならない（同法43条の3の5第1項）。原子力規制委員会は、発電用原子炉の設置許可の申請があった場合においては、その申請が同法43条の3の6第1項各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、許可をしてはならず（同法43条の3の6第1項）、発電用原子炉の設置変更許可の申請があった場合についても、同法43条の3の6の規定が準用される（同法43条の3の8第2項）。

発電用原子炉の設置許可の基準を定める同法43条の3の6第1項は、2号において「その者に発電用原子炉を設置するために必要な技術的能力（中略）があること」を、3号において「その者に重大事故（中略）の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力その他の発電用原子炉の運転を適確に遂行するに足りる技術的能力があること」を、4号

において「発電用原子炉施設の位置、構造及び設備が核燃料物質若しくは核燃料物質によって汚染された物又は発電用原子炉による災害の防止上支障がないものとして原子力規制委員会規則で定める基準に適合するものであること」をそれぞれ定める。

同法43条の3の6第1項4号の委任を受けて原子力規制委員会の策定した「原子力規制委員会規則」が設置許可基準規則であり、その解釈を示すものが設置許可基準規則解釈である。同号の適合性の判断には、これらが用いられる。

また、同法43条の3の6第1項2号（技術的能力に関するものに限る。）及び3号（重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に関するものを除く。）の適合性の判断には、「原子力事業者の技術的能力に関する審査指針」（平成16年5月27日原子力安全委員会決定）が用いられ、同号のうち重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に関するものの適合性の判断には、「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」（原規技発第1306197号）が用いられる。

- (2) 他の原子力発電所の事例を含め、事業者の発電用原子炉の設置変更許可申請に係る設置許可基準規則等の適合性に係る審査においては、審議対象の審査項目を担当する原子力規制委員会委員が出席する審査会合が開催される。このほか、原子力規制庁職員が申請書その他の事業者提出資料の記載内容等の事実確認等を行うヒアリングが実施される。

設置許可基準規則等の適合性に係る審査項目は、原子炉等規制法及び設置許可基準規則の定め、これまでの他の原子力発電所を含めた審査の状況等を踏まえると、概略、以下のように整理することができると考えられる（以下

において、主に関係する設置許可基準規則の条数を括弧書きで示す。)

I 自然現象

i 地質 (3条, 4条, 38条, 39条)

①敷地の地質・地質構造

②敷地周辺の地質・地質構造

ii 地震動 (4条, 39条)

①地下構造

②敷地ごとに震源を特定して策定する地震動

③震源を特定せず策定する地震動

④基準地震動

iii 津波 (5条, 40条)

①地震による津波

②地震以外の要因による津波

③基準津波

iv 火山 (6条)

v 竜巻 (6条)

vi 地盤・斜面の安定性 (3条, 4条, 38条, 39条)

II プラント (施設・設備)

i 耐震設計方針 (4条, 39条)

ii 耐津波設計方針 (5条, 40条)

iii 設計基準対象施設に係るもの

①外部事象 (6条, 7条)

②内部火災 (8条)

③内部溢水 (9条)

④安全施設等 (10～36条)

- iv 重大事故等対処施設に係るもの
 - ①重大事故等対策の有効性評価（37条）
 - ②設備及び手順（41条，43～62条）
- v 特定重大事故等対処施設に係るもの（42条）
- vi 技術的能力

原子力規制委員会により，事業者の発電用原子炉の設置変更許可申請が設置許可基準規則等に適合することなどがおおむね確認された場合，事業者は，原子力規制委員会に対し，多数回にわたる審査会合における指摘事項を反映しながら，その時点で得られている科学的，専門技術的知見等をも考慮した検討をして，当初の設置変更許可申請の補正を行う。また，原子力規制委員会は，この補正された申請を基に「審査書（案）」を作成し，「審査書（案）」について科学的・技術的意見の募集を行い，必要に応じ審査結果に反映させる。

原子力規制委員会は，発電用原子炉の設置変更許可をする場合に，あらかじめ，原子力委員会に対し，発電用原子炉が平和の目的以外に利用されるおそれがないことについて意見を聴き，また，経済産業大臣に対し，発電用原子炉の設置変更許可をすることについて意見を聴く（原子炉等規制法43条の3の6第3項，71条1項1号）。

原子力規制委員会は，上記各意見聴取の結果を踏まえて「審査書（案）」の修正を行うなどし，最終的な審査書を確定させた上で，発電用原子炉の設置変更許可に係る判断について審議を行い，その許可の決定をする。

2 これまでの本件設置変更許可申請に係る審査の状況

本件設置変更許可申請の設置許可基準規則等の適合性に係る審査においては，適宜，審査会合やヒアリングが実施されている。審査項目を審議する順序

は、原子力規制委員会が決定しており、本件設置変更許可申請に係る審査では、「I 自然現象」に関する審査が先行して行われている。

現在の状況として、これまでに審査会合は26回開催されているところ、各審査会合の開催日及び審査の概要は別紙1「本件設置変更許可申請に係る審査会合の状況」に、ヒアリングを含む審査の実績は別紙2「本件設置変更許可申請に係る審査の実績」に、それぞれ記載したとおりである。

上記の現在の審査の状況を上記1(2)において整理した審査項目に沿って述べれば²、「I 自然現象」の「i 地質」の「①敷地の地質・地質構造」及び「②敷地周辺の地質・地質構造」、同「ii 地震動」の「①地下構造」、同「iii 津波」の「①地震による津波」についてはいずれも審議中であり、「②地震以外の要因による津波」についてはおおむね審議済とされている。「I 自然現象」に関しては、これら以外の項目に関する審査会合は行われていない。

「II プラント(施設・設備)」に関しては、これまでに「v 特定重大事故等対処施設に係るもの」に関する審査会合が他社施設と合同で一度行われたに留まり、「i 耐震設計方針」「ii 耐津波設計方針」「iii 設計基準対象施設に係るもの」「iv 重大事故等対処施設に係るもの」及び「vi 技術的能力」に関する審査会合はいずれも行われていない。

以上のとおり、本件設置変更許可申請の設置許可基準規則等の適合性に係る審査は現在もその途上にあるが、審査会合等が重ねられてきており、そこでの指摘事項に対し、被告電源開発は、その都度、根拠等も含めて体系立てて説明している。

「I 自然現象」の「i 地質」の「①敷地の地質・地質構造」の審査を例に挙げて被告電源開発の対応を含む審査の状況を説明すると、被告電源開発は、原子力規制委員会に対し、これまで合計10回の審査会合において、質疑応答

² 記述に当たり、平成30年度第37回原子力規制委員会資料4別紙4「新規制基準適合性審査における主な審査状況(設置変更許可)」を参照した。当該資料は、原子力規制委員会のホームページに掲載されている(<http://www.nsr.go.jp/data/000250359.pdf>)。

を行いながら、必要な説明を行った。そして、それまでの説明内容を踏まえつつ、今後の審査の充実化に資するよう、平成30年11月、原子力規制委員会による本件原子力発電所の現地調査が行われ、地質・地質構造に係る確認がなされた。この現地調査による地質・地質構造に係る確認の結果等も踏まえ、今後更なる審査がなされていくことが想定される。

第3 今後の本件設置変更許可申請に係る被告電源開発の対応

被告電源開発は、上記第2の2において述べたとおり、これまで本件設置変更許可申請に係る審査において、原子力規制委員会の指摘等を踏まえた検討を行っており、今後とも同様に適切な対応を行っていく考えである。その際、原子力規制委員会から、おおむね審議済とされた項目であっても、更なる検討を求められることもあり得るが、そのような場合であっても、被告電源開発として適切に対応することには変わりはない。

そして、原子力規制委員会により、本件設置変更許可申請が設置許可基準規則に適合することなどがおおむね確認された場合、被告電源開発は、審査が先行する他の原子力発電所と同様に、原子力規制委員会に対し、多数回にわたる審査会合における指摘事項を反映しながら、その時点で得られている科学的、専門技術的知見等をも考慮した検討をして、当初の設置変更許可申請の補正を行うことが想定される。この補正後の申請内容によって、被告電源開発が設置許可基準規則等に適合すると考える発電用原子炉施設の位置、構造及び設備の最終的な内容が明らかとなる。

なお、本件設置変更許可申請に係る審査について、今後、原子力規制委員会における審査が終了するまでには、多数回の審査会合等の実施が想定され、相応の期間を要することが想定される。被告電源開発は、平成30年9月に、本件原子力発電所に係る重大事故等対処施設等の設置工事の開始時期の見通しを公表しており、ここで、本件設置変更許可申請に係る原子力規制委員会の審

査・許認可処分手続期間の想定を踏まえ、地震、津波、重大事故、テロ等への対応強化を図る重大事故等対処施設等の設置工事の開始時期を平成32年後半、終了時期を平成37年後半と見込んでいる。その他の工事も重大事故等対処施設等の設置工事と同時期に完了させることとしており、これらの工事が完了した後は、本件原子炉への燃料の装荷、総合試験（試運転）を経て運転開始となる。試運転期間を1年と想定すると、本件原子力発電所の運転開始は、平成38年度と見込まれる。

以上

本件設置変更許可申請に係る審査会合の状況

	開催日	審査の概要
1	平成 27 年 1 月 20 日 【第 184 回審査会合】	申請の概要について ・被告電源開発は、原子力規制委員会に対し、本件原子力発電所の原子炉設置変更許可申請書の概要を説明した。
2	平成 27 年 1 月 27 日 【第 187 回審査会合】	申請内容に係る主要な論点について ・原子力規制委員会は、被告電源開発に対し、今後の審査における主要な論点を示し、詳細な説明を行っていくよう求めた。
3	平成 27 年 2 月 17 日 【第 196 回審査会合】	関西電力(株)高浜発電所 3, 4 号機, 東京電力(株)柏崎刈羽原子力発電所 1, 6, 7 号機及び電源開発(株)大間原子力発電所の特定重大事故等対処施設に係る審査について ・関西電力(株), 東京電力(株)及び被告電源開発は、原子力規制委員会に対し、特定重大事故等対処施設に係る航空機衝突影響評価を説明し、その審議がなされた。
4	平成 27 年 3 月 27 日 【第 212 回審査会合】	敷地周辺及び敷地近傍の地質・地質構造について(1)(敷地周辺及び敷地近傍の地質・地質構造の概要及び断層評価(その1)) ・被告電源開発は、原子力規制委員会に対し、本件敷地周辺及び本件敷地近傍の地質・地質構造に関して、その概要、主要な断層である根岸西方断層, 函館平野西縁断層帯, F-14 断層及び敷地西方沖断層の各評価を説明し、その審議がなされた。
5	平成 27 年 4 月 10 日 【第 218 回審査会合】	敷地周辺及び敷地近傍の地質・地質構造について(2)(下北半島西部の後期更新世以降の地殻変動) ・被告電源開発は、原子力規制委員会に対し、本件敷地周辺及び本件敷地近傍の地質・地質構造に関して、被告電

	開催日	審査の概要
		源開発が行った海成段丘面調査, 海岸微地形調査及び沿岸海域の海上音波探査の結果, これらの調査結果に基づく下北半島西部における後期更新世の隆起様式を説明し, その審議がなされた。
6	平成 27 年 7 月 24 日 【第 253 回審査会合】	敷地周辺及び敷地近傍の地質・地質構造について(3)(コメント回答 その1) ・被告電源開発は, 原子力規制委員会に対し, 第 218 回審査会合における下北半島西部の隆起に関する指摘事項へ対応するために行う追加地質調査計画案を説明し, 引き続き審査が行われることになった。
7	平成 28 年 1 月 8 日 【第 316 回審査会合】	敷地の地質・地質構造について[1](敷地の地形, 地質・地質構造及び断層) ・被告電源開発は, 原子力規制委員会に対し, 本件敷地の地質・地質構造に関して, 本件敷地の地形, 地質・地質構造及び本件敷地内に認められる断層の評価を説明し, その審議がなされた。
8	平成 28 年 3 月 10 日 【第 338 回審査会合】	敷地の地質・地質構造について[2](敷地のシーム) ・被告電源開発は, 原子力規制委員会に対し, 本件敷地の地質・地質構造に関して, 本件敷地内に認められるシームの分布・性状, その評価を説明し, その審議がなされた。
9	平成 28 年 6 月 24 日 【第 373 回審査会合】	敷地の地質・地質構造について[3](敷地の第四系中の変状) ・被告電源開発は, 原子力規制委員会に対し, 本件敷地の地質・地質構造に関して, 本件敷地内に認められる第四系中の変状の分布・性状, その評価を説明し, その審議がなされた。
10	平成 28 年 11 月 11 日 【第 414 回審査会合】	敷地周辺及び敷地近傍の地質・地質構造について(4)(コメント回答 その2) ・被告電源開発は, 原子力規制委員会に対し, 第 212 回審査会合における本件敷地周辺及び本件敷地近傍の地

	開催日	審査の概要
		質・地質構造に関する指摘事項に対する回答として、函館平野西縁断層帯及び根岸西方断層の評価の詳細ほかについて説明し、その審議がなされた。
11	平成 29 年 1 月 20 日 【第 432 回審査会合】	敷地周辺及び敷地近傍の地質・地質構造について(5)(敷地周辺及び敷地近傍の断層評価(その2)及びリニアメント) ・被告電源開発は、原子力規制委員会に対し、本件敷地周辺及び本件敷地近傍の地質・地質構造に関して、第 2 1 2 回審査会合で説明済みの函館平野西縁断層帯、根岸西方断層等の主要断層以外の本件敷地周辺の断層、リニアメントの評価を説明し、その審議がなされた。
12	平成 29 年 2 月 24 日 【第 446 回審査会合】	基準津波の策定について(1)(地震による津波の評価、地震以外の要因による津波の評価) ・被告電源開発は、原子力規制委員会に対し、本件原子力発電所に係る基準津波に関して、基準津波の策定概要及び地震による津波の評価を説明し、その審議がなされた。
13	平成 29 年 3 月 24 日 【第 456 回審査会合】	敷地の地質・地質構造について[4](コメント回答 その1) ・被告電源開発は、原子力規制委員会に対し、第 3 1 6 回、第 3 3 8 回、第 3 7 3 回の各審査会合における、本件敷地の地質・地質構造に関する指摘事項に対する回答として、断層、シーム及び第四系中の変状の活動性評価の関係ほかについて説明し、その審議がなされた。
14	平成 29 年 5 月 12 日 【第 467 回審査会合】	基準津波の策定について(2)(地震以外の要因による津波の評価等) ・被告電源開発は、原子力規制委員会に対し、本件原子力発電所に係る基準津波に関して、地震以外の要因による津波の評価等を説明し、その審議がなされた。
15	平成 29 年 6 月 23 日 【第 478 回審査会合】	敷地の地質・地質構造について[5](コメント回答 その2)(敷地内の断層の評価に係る調査計画)

	開催日	審査の概要
		<ul style="list-style-type: none"> 被告電源開発は、原子力規制委員会に対し、第456回審査会合における指摘事項に対する回答として、本件敷地内の断層であるc f断層系及びs F断層系の活動性評価や、シームS-11の活動性評価に用いるデータを拡充するための地質調査計画案を説明し、引き続き審査が行われることになった。
16	平成29年11月10日 【第526回審査会合】	<p>敷地周辺及び敷地近傍の地質・地質構造について(6)(コメント回答 その3)(下北半島西部の地形及び地質・地質構造に関するコメント回答)</p> <ul style="list-style-type: none"> 被告電源開発は、原子力規制委員会に対し、第218回審査会合における指摘事項に対する回答として、追加調査の計画(第253回審査会合において説明)に基づいて実施した調査結果・評価結果の取りまとめについて説明し、その審議がなされた。
17	平成29年12月22日 【第536回審査会合】	<p>敷地の地質・地質構造について[6](コメント回答 その3)(追加調査状況・今後の見通しについて)</p> <ul style="list-style-type: none"> 被告電源開発は、原子力規制委員会に対し、第478回審査会合において説明した本件敷地内の断層の評価に係る調査の状況及び今後の見通し等について説明し、その審議がなされた。
18	平成30年2月16日 【第549回審査会合】	<p>敷地周辺及び敷地近傍の地質・地質構造について(7)(コメント回答 その4)(敷地周辺及び敷地近傍の断層評価に関するコメント回答)</p> <ul style="list-style-type: none"> 被告電源開発は、原子力規制委員会に対し、本件敷地周辺及び本件敷地近傍の地質・地質構造に関するこれまでの審査会合の説明事項及び指摘事項を踏まえ、個別断層及びリニアメントの評価について説明し、その審議がなされた。
19	平成30年3月2日 【第553回審査会合】	<p>基準津波の策定について(3)(コメント回答)(地震による津波の評価等)</p> <ul style="list-style-type: none"> 被告電源開発は、原子力規制委員会に対し、第446回

	開催日	審査の概要
		審査会合及び第467回審査会合における指摘事項に対する回答として、地震による津波の評価等を説明し、その審議がなされた。
20	平成30年3月23日 【第558回審査会合】	敷地の地質・地質構造について[7]（コメント回答 その4）（c f断層系に関する調査・評価） ・被告電源開発は、原子力規制委員会に対し、本件敷地の地質・地質構造に関するこれまでの審査会合の指摘事項に対する回答として、c f断層系に関する調査・評価について説明し、その審議がなされた。
21	平成30年6月1日 【第579回審査会合】	敷地周辺及び敷地近傍の地質・地質構造について（8）（コメント回答 その5）（敷地周辺の断層評価及び下北半島西部の隆起評価に関するコメント回答） ・被告電源開発は、原子力規制委員会に対し、本件敷地周辺及び本件敷地近傍の地質・地質構造に関するこれまでの審査会合の指摘事項に対する回答として、本件敷地周辺の断層評価及び下北半島西部の隆起評価について説明し、その審議がなされた。 敷地の地質・地質構造について[8]（コメント回答 その5）（追加調査状況・今後の見通しについて） ・被告電源開発は、原子力規制委員会に対し、第478回及び第536回審査会合において説明した本件敷地内の断層の評価に係る調査の状況及び今後の見通し等について説明し、その審議がなされた。
22	平成30年6月8日 【第585回審査会合】	基準津波の策定について〈4〉（コメント回答）（地震以外の要因による津波の評価等） ・被告電源開発は、原子力規制委員会に対し、第467回審査会合等における指摘事項に対する回答として、地震以外の要因による津波の評価等を説明し、その審議がなされた。
23	平成30年6月29日 【第594回審査会合】	基準地震動の策定について《1》（地下構造の評価） ・被告電源開発は、原子力規制委員会に対し、本件原子力

	開催日	審査の概要
		発電所の基準地震動に関して、地震動評価に用いる一次元地下構造モデルの作成について説明し、その審議がなされた。
24	平成 30 年 8 月 24 日 【第 615 回審査会合】	敷地の地質・地質構造について[9] (コメント回答 その6) (敷地の断層・シーム等に関する評価) ・被告電源開発は、原子力規制委員会に対し、本件敷地の地質・地質構造に関するこれまでの審査会合の指摘事項に対する回答として、本件敷地の断層・シーム等に関する評価について説明し、その審議がなされた。
25	平成 30 年 9 月 21 日 【第 627 回審査会合】	基準津波の策定について〈5〉 (コメント回答) (地震による津波の評価等) ・被告電源開発は、原子力規制委員会に対し、これまでの審査会合の指摘事項に対する回答として、地震による津波の評価を説明するとともに、地震要因と地震以外の要因の津波の組合せ結果に基づく基準津波高を説明し、その審議がなされた。
26	平成 30 年 10 月 26 日 【第 646 回審査会合】	敷地の地質・地質構造について[10] (コメント回答 その7) (第四系中の変状に関する評価) ・被告電源開発は、原子力規制委員会に対し、本件敷地の地質・地質構造に関するこれまでの審査会合の指摘事項に対する回答として、第四系中の変状に関する評価について説明し、その審議がなされた。

本件設置変更許可申請に係る審査の実績

注：○は、ヒアリングの開催を示す。

開催日	審査会合 現地調査	ヒアリング			審査の進め方等
		地震・津波等の 自然現象の想定 関係	施設・設備の設 計方針関係	特定重大事故等 対処施設関係	
平成26年					
12月16日		(本件設置変更許可申請)			
平成27年					
1月9日					○
1月9日			○ (申請の概要)		
1月14日		○			
1月16日				○	
1月16日					○
1月20日	第184回				
1月20日					○
1月26日				○	
1月27日	第187回				
2月3日				○	
2月4日					○
2月9日				○	
2月10日					○
2月13日				○	
2月17日		○			
2月17日	第196回				
2月17日					○
2月23日				○	
3月9日		○			
3月23日		○			
3月25日		○			
3月27日	第212回				
4月8日		○			
4月10日	第218回				
4月15日					○
4月27日		○			
5月19日		○			
5月26日		○			
6月23日		○			
7月8日		○			
7月24日	第253回				
7月27日					○
8月3日		○			
8月18日		○			
8月26日					○
10月5日					○
10月6日		○			
10月9日				○	
11月4日		○			
12月9日		○			
12月22日		○			

開催日	審査会合 現地調査	ヒアリング			審査の進め方等
		地震・津波等の 自然現象の想定 関係	施設・設備の設 計方針関係	特定重大事故等 対処施設関係	
平成28年					
1月8日	第316回				
1月19日		○			
2月17日		○			
3月10日	第338回				
3月16日		○			
4月8日					○
4月12日		○			
6月14日		○			
6月20日		○			
6月24日	第373回				
9月26日		○			
10月4日		○			
10月24日		○			
11月7日		○			
11月11日	第414回				
11月15日		○			
12月7日		○			
12月14日		○			
12月20日		○			
平成29年					
1月18日		○			
1月20日	第432回				
1月30日		○			
1月31日		○			
2月15日		○			
2月24日	第446回				
3月8日		○			
3月22日		○			
3月24日	第456回				
4月18日		○			
5月12日	第467回				
6月13日		○			
6月23日	第478回				
6月28日		○			
7月25日		○			
8月22日		○			
8月30日		○			
9月19日		○			
9月26日		○			
11月10日	第526回				
11月29日		○			
12月6日		○			
12月12日		○			
12月22日	第536回				

開催日	審査会合 現地調査	ヒアリング			審査の進め方等
		地震・津波等の 自然現象の想定 関係	施設・設備の設 計方針関係	特定重大事故等 対処施設関係	
平成30年					
1月10日		○			
1月22日		○			
1月23日		○			
2月14日		○			
2月16日	第549回				
2月27日		○			
3月2日	第553回				
3月14日		○			
3月23日	第558回				
3月28日		○			
4月3日		○			
4月17日		○			
4月24日		○			
5月8日		○			
5月16日		○			
6月1日	第579回				
6月5日		○			
6月8日	第585回				
6月29日	第594回				
7月17日		○			
8月1日		○			
8月20日		○			
8月24日	第615回				
9月10日		○			
9月18日		○			
9月21日	第627回				
10月9日		○			
10月26日	第646回				
11月15, 16日	現地調査				
平成31年					
2月12日		○			